

一部内容に誤りがありましたので、お詫びして**赤字**のとおり訂正させていただきます(令和4年6月30日)。

日本銀行(法人番号 3010005002599)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬については、日本銀行法第31条に基づき、「特別職の職員の給与に関する法律」(昭和二十四年法律第二百五十二号)の適用を受ける国家公務員(以下「特別職国家公務員」という。)の給与その他の事情を勘案して定めることとされている。

② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬については、日本銀行法第31条に基づき、特別職国家公務員の給与その他の事情を勘案して定めることとされており、業績反映は行っていない。

③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

総裁

日本銀行の役員の報酬(役員給与)は、役員俸給と役員手当からなる。役員俸給は、毎月定額を支給し、役員手当は、6月及び12月に支給することとしている。

令和2年度は、特別職国家公務員の給与改定状況等を勘案し、役員手当の引下げにより、年収を前年度比△0.4%引下げることとした。改訂後の3年3月末現在の役職別の役員俸給、役員手当の支給額は、次表のとおりである。

| | 役員俸給 (月額) | 役員手当 (半期当たり) |
|------|--------------|-----------------|
| 総裁 | 2,010千円 | 5,588千円 |
| 副総裁 | 1,590千円 | 4,406千円 |
| 審議委員 | 1,523千円 | 4,234千円 |
| 監事 | 880千円 | 2,627千円 |
| 理事 | 1,197千円 | 3,595千円 |

副総裁

同上

審議委員

同上

監事

同上

監事(非常勤)

該当者なし

理事

日本銀行の役員の報酬(役員給与)は、役員俸給と役員手当からなる。役員俸給は、毎月定額を支給し、役員手当は、6月及び12月に支給することとしている。

令和2年度は、特別職国家公務員の給与改定状況等を勘案し、役員手当の引下げにより、年収を前年度比△0.4%引下げることとした。改訂後の3年3月末現在の役職別の役員俸給、役員手当の支給額は、次表のとおりである。

| | 役員俸給 (月額) | 役員手当 (半期当たり) |
|------|--------------|-----------------|
| 総裁 | 2,010千円 | 5,588千円 |
| 副総裁 | 1,590千円 | 4,406千円 |
| 審議委員 | 1,523千円 | 4,234千円 |
| 監事 | 880千円 | 2,627千円 |
| 理事 | 1,197千円 | 3,595千円 |

理事(非常勤)

該当者なし

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 令和2年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|---------------|-----------|-----------|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | | 就任 | 退任 | |
| 総裁 | 千円 35,296 | 千円 24,120 | 千円 11,176 | 千円 0 (-) | | | * |
| 副総裁 A | 千円 27,892 | 千円 19,080 | 千円 8,812 | 千円 0 (-) | | | ※ |
| 副総裁 B | 千円 27,892 | 千円 19,080 | 千円 8,812 | 千円 0 (-) | | | |
| 審議 委員A | 千円 8,857 | 千円 4,569 | 千円 4,288 | 千円 0 (-) | | 令和2年6月30日 | |
| 審議 委員B | 千円 26,744 | 千円 18,276 | 千円 8,468 | 千円 0 (-) | | 令和3年3月31日 | |
| 審議 委員C | 千円 26,744 | 千円 18,276 | 千円 8,468 | 千円 0 (-) | | | |
| 審議 委員D | 千円 26,744 | 千円 18,276 | 千円 8,468 | 千円 0 (-) | | | |
| 審議 委員E | 千円 26,744 | 千円 18,276 | 千円 8,468 | 千円 0 (-) | | | |
| 審議 委員F | 千円 25,608 | 千円 18,570 | 千円 7,038 | 千円 0 (-) | | | |
| 審議 委員G | 千円 17,887 | 千円 13,707 | 千円 4,180 | 千円 0 (-) | 令和2年7月1日 | | |
| 監事A | 千円 15,814 | 千円 10,560 | 千円 5,254 | 千円 0 (-) | | 令和3年3月31日 | ※ |
| 監事B | 千円 15,814 | 千円 10,560 | 千円 5,254 | 千円 0 (-) | | | ※ |
| 監事C | 千円 15,370 | 千円 10,560 | 千円 4,810 | 千円 0 (-) | | | * |
| 理事A | 千円 4,614 | 千円 1,583 | 千円 3,031 | 千円 0 (-) | | 令和2年5月10日 | ※ |
| 理事B | 千円 22,231 | 千円 13,244 | 千円 8,987 | 千円 0 (-) | | 令和3年3月2日 | ※ |
| 理事C | 千円 21,554 | 千円 14,364 | 千円 7,190 | 千円 0 (-) | | 令和3年3月31日 | ※ |
| 理事D | 千円 21,554 | 千円 14,364 | 千円 7,190 | 千円 0 (-) | | | ※ |
| 理事E | 千円 21,554 | 千円 14,364 | 千円 7,190 | 千円 0 (-) | | | ※ |
| 理事F | 千円 11,841 | 千円 6,384 | 千円 5,457 | 千円 0 (-) | | 令和2年9月10日 | * |
| 理事G | 千円 17,544 | 千円 12,780 | 千円 4,764 | 千円 0 (-) | 令和2年5月11日 | | ※ |
| 理事H | 千円 10,387 | 千円 8,019 | 千円 2,368 | 千円 0 (-) | 令和2年9月10日 | | * |
| 理事I | 千円 1,119 | 千円 1,119 | 千円 0 | 千円 0 (-) | 令和3年3月3日 | | ※ |

注:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「※」は独立行政法人等を退職した者であることを示す。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

総裁

日本銀行法第31条において、日本銀行は、役員の給与等の支給の基準(以下「役員の給与等支給基準」という。)を、社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表するよう規定されている。また、「役員の給与等支給基準」は、特別職国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定められなければならないとされている。

「役員の給与等支給基準」では、「日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案する」とともに、「総裁の給与については、特別職国家公務員の最高給与を上回らないようにこれを定め、総裁以外の役員については、各役職の職責に応じ、総裁との均衡を考慮する」こと等を基本的な考え方としている。

令和2年度の役員の年収水準は、次表のとおりとなっているが、これは上記の法令・基準の定めに従い、決定したものである。

| | |
|------|---------|
| 総裁 | 3,530万円 |
| 副総裁 | 2,789万円 |
| 審議委員 | 2,674万円 |
| 監事 | 1,581万円 |
| 理事 | 2,155万円 |

副総裁

同上

審議委員

同上

監事

同上

監事(非常勤)

該当者なし

理事

日本銀行法第31条において、日本銀行は、「役員の給与等支給基準」を、社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表するよう規定されている。また、「役員の給与等支給基準」は、特別職国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定められなければならないとされている。

「役員の給与等支給基準」では、「日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案する」とともに、「総裁の給与については、特別職国家公務員の最高給与を上回らないようにこれを定め、総裁以外の役員については、各役職の職責に応じ、総裁との均衡を考慮する」こと等を基本的な考え方としている。

令和2年度の役員の年収水準は、次表のとおりとなっているが、これは上記の法令・基準の定めに従い、決定したものである。

| | |
|------|---------|
| 総裁 | 3,530万円 |
| 副総裁 | 2,789万円 |
| 審議委員 | 2,674万円 |
| 監事 | 1,581万円 |
| 理事 | 2,155万円 |

理事(非常勤)

該当者なし

【主務大臣の検証結果】

上記(「法人の検証結果」)のとおり、日本銀行は、日本銀行法及び「日本銀行における役員の給与等の支給の基準」に基づき、役員の報酬水準が適正なものとなるよう取り組んでいる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|-------|---------|----------|---|-----------|-------|----|
| | 千円 | 年 | 月 | | | |
| 総裁 | 該当者なし | | | | | |
| 副総裁 | 該当者なし | | | | | |
| 審議委員A | 15,343 | 5 | 0 | 令和2年6月30日 | - | |
| 監事 | 該当者なし | | | | | |
| 理事A | 9,045 | 4 | 0 | 令和2年5月10日 | 1.5 | ※ |
| 理事B | 4,711 | 2 | 1 | 令和2年9月10日 | 1.5 | * |
| 理事C | 9,045 | 4 | 0 | 令和3年3月2日 | 1.5 | ※ |

注:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「※」は独立行政法人等を退職した者であることを示す。

<2年度中の退職者で3年度入り後に退職手当が支給された退職者の状況>

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|-------|---------|----------|---|-----------|-------|----|
| | 千円 | 年 | 月 | | | |
| 審議委員B | 15,343 | 5 | 0 | 令和3年3月31日 | - | |
| 監事 | 4,433 | 4 | 0 | 令和3年3月31日 | 1.0 | ※ |
| 理事D | 9,045 | 4 | 0 | 令和3年3月31日 | 1.5 | ※ |

注:本表の「前職」欄の「※」は、独立行政法人等を退職した者であることを示す。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

| 区分 | 判断理由 |
|-------|---|
| 審議委員A | 「役員の給与等支給基準」に基づき支給(業績評価対象外)。 |
| 審議委員B | 「役員の給与等支給基準」に基づき支給(業績評価対象外)。 |
| 監事 | 「役員の給与等支給基準」に基づき支給。業績勘案率(1.0)については、同基準等の定めに従い、業績評価委員会が決定。 |
| 理事A | 「役員の給与等支給基準」に基づき支給。業績勘案率(1.5)については、同基準等の定めに従い、業績評価委員会が決定。 |
| 理事B | 「役員の給与等支給基準」に基づき支給。業績勘案率(1.5)については、同基準等の定めに従い、業績評価委員会が決定。 |
| 理事C | 「役員の給与等支給基準」に基づき支給。業績勘案率(1.5)については、同基準等の定めに従い、業績評価委員会が決定。 |
| 理事D | 「役員の給与等支給基準」に基づき支給。業績勘案率(1.5)については、同基準等の定めに従い、業績評価委員会が決定。 |

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬については、日本銀行法第31条に基づき、特別職国家公務員の給与その他の事情を勘案して定めることとされており、業績反映は行っていない。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

日本銀行法第31条に基づき、社会一般の情勢に適合したものとなるよう「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」(以下「職員給与の支給基準」という。)を定め、財務大臣に届け出るとともに、公表している。「職員給与の支給基準」では、職員給与については、「適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案」して決定することとしている。

こうした枠組みのもと、毎年の職員の給与改訂に当たっては、主要民間金融機関・主要民間企業等の年収動向を調査し、これらの平均的な給与改訂率を主たる判断材料として給与改訂を行っている。調査先(比較対象先)は、採用等の人材確保の面で競合する業種の主要先であって、全国規模で業務を展開している先のうち、調査への継続的な協力の得られる先としている。

また、人件費については、業務及び財産の公共性にかんがみ、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

「職員給与の支給基準」に基づき、職員の給与は、能力、職責及び勤務成績等に応じたものとしている。

○定例給与

管理職は、業績に顕れた能力に基づき、年1回、年俵を査定。年俵の12分の1の額を定例給与としている。非管理職は、年1回、業務遂行上必要な能力の伸長度合いの評価を行い、これに基づき支給している。

○賞与(査定支給部分)

半期毎(管理職については通年)の勤務成績により支給する。

③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

「職員給与の支給基準」に基づき、定例給与(俸給、資格給及び扶養手当)、諸手当(職務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、海外勤務手当、宿直手当、住居手当、単身赴任手当、昼食及び通勤手当)及び賞与を給与の区分として支給している。

令和2年度の職員の給与は、管理職を除く職員の定例給与を+0.1%改訂(ベア)するとともに、5月賞与及び11月賞与の支給率を、管理職以外の職員については2.173か月(管理職については2.319か月)とした。この結果、年収ベースでは、△0.1%の引下げとなった。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 令和2年度の年間給与額(平均) | | | |
|---------|------------|-----------|-----------------|--------------|-----------|-------------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| 常勤職員 | 人 3,847 | 歳 43.3 | 千円 8,222 | 千円 6,079 | 千円 124 | 千円 2,143 |
| 指定職相当職員 | 人 39 | 歳 54.2 | 千円 20,043 | 千円 14,478 | 千円 113 | 千円 5,565 |
| 事務・技術 | 人 3,471 | 歳 43.0 | 千円 8,302 | 千円 6,131 | 千円 121 | 千円 2,171 |
| 研究職種 | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教育職種 | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| その他職種 | 人 337 | 歳 45.5 | 千円 6,027 | 千円 4,570 | 千円 157 | 千円 1,457 |
| 在外職員 | 人 10 | 歳 37.1 | 千円 14,718 | 千円 12,335 | 千円 11 | 千円 2,383 |
| 指定職相当職員 | 人 — | 歳 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — |
| 事務・技術 | 人 10 | 歳 37.1 | 千円 14,718 | 千円 12,335 | 千円 11 | 千円 2,383 |

| | | | | | | |
|-------|---|---|----|----|----|----|
| 任期付職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| 事務・技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| 研究職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| 教育職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| その他職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |

| | | | | | | |
|-------|---|---|----|----|----|----|
| 再任用職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| 事務・技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| 研究職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| 教育職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| その他職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |

| | | | | | | |
|-------|---|---|----|----|----|----|
| 非常勤職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| 事務・技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| 研究職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| 教育職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |
| その他職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 該当者なし | | | | | | |

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員及び在外職員のうち、指定職相当職員とは、局長・審議役級をいう(以下同じ)。

注3: 常勤職員及び任期付職員のうち、その他職種とは庶務職員等をいう。

注4: 在外職員のうち、「指定職相当職員」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄以外は記載しないこととし、在外職員の全体の人員、平均年齢及び令和2年度の年間給与額(平均)にも含めていない(以下同じ)。

注5: 各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

<うち年俸制適用者>

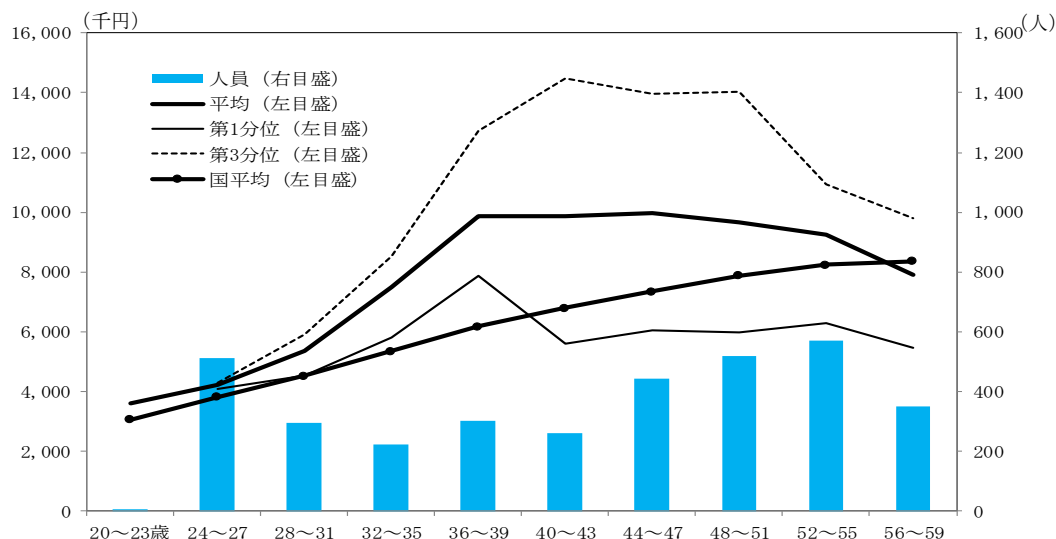
| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 令和2年度の年間給与額(平均) | | | |
|---------|------------|-----------|-----------------|--------------|-----------|-------------|
| | | | 総額 | うち所定内 | うち通勤手当 | うち賞与 |
| 常勤職員 | 人 723 | 歳 48.7 | 千円 15,307 | 千円 11,112 | 千円 113 | 千円 4,194 |
| 指定職相当職員 | 人 39 | 歳 54.2 | 千円 20,043 | 千円 14,478 | 千円 113 | 千円 5,565 |
| 事務・技術 | 人 684 | 歳 48.3 | 千円 15,037 | 千円 10,920 | 千円 113 | 千円 4,116 |
| 研究職種 | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教育職種 | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| その他職種 | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| | | | | | | |
|---------|--------|-----------|--------------|--------------|---------|-------------|
| 在外職員 | 人 3 | 歳 44.5 | 千円 16,838 | 千円 13,755 | 千円 0 | 千円 3,083 |
| 指定職相当職員 | 人 — | 歳 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — |
| 事務・技術 | 人 3 | 歳 44.5 | 千円 16,838 | 千円 13,755 | 千円 0 | 千円 3,083 |

注1: 年俸制適用者については、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員の該当者はいない。

注2: 各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
 注2:年俸制適用者(除く指定職相当職員)及び年俸制以外の任期付職員を含む。以下、④において同じ。
 注3:年齢20歳～23歳については、該当者が4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位の折れ線を表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | |
|-------------|-------|------|--------|---------------|
| | | | 平均 | 最高～最低 |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 |
| 代表的職位 | | | | |
| 参事役級 | 76 | 51.2 | 18,232 | 19,637～11,847 |
| 企画役級 | 608 | 48.0 | 14,510 | 18,009～9,225 |
| 非管理職級 | 2,787 | 41.7 | 6,526 | 11,791～2,958 |

注:常勤職員(年俸制適用者<除く指定職相当職員>を含む)。

④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(5月) | 冬季(11月) | 計 |
|------|-----------------|------------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | 57.8% | 100.0% | 79.2% |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 42.2% | 0.0% | 20.8% |
| | 最高～最低 | 58.1～20.1% | — | 33.2～8.8% |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | 76.5% | 76.0% | 76.3% |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 23.5% | 24.0% | 23.7% |
| | 最高～最低 | 39.6～0.0% | 39.5～0.0% | 39.5～0.0% |

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 |
|-----------------------------|---|
| 対国家公務員 指数の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 123. 2 ・年齢・地域勘案 118. 3 ・年齢・学歴勘案 123. 7 ・年齢・地域・学歴勘案 119. 4 |
| 国に比べて給与 水準が高くなって いる理由 | <p>日本銀行法第31条に基づき、日本銀行は、「職員給与の支給基準」を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表している。</p> <p>「職員給与の支給基準」では、「適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案」して、給与等を定めることとしている。</p> <p>日本銀行の給与水準が国家公務員の給与水準に比べて高くなっているのは、こうした主要民間金融機関のほか主要民間企業等の給与が国家公務員の給与水準に比べて高いことが背景となっていると考えられる。</p> |
| 給与水準の 妥当性の検証 | <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0%】 【累積欠損額 0円(令和2年度決算)】 【管理職の割合 19.7%(常勤職員数3,471人中684人)】 【大卒以上の高学歴者の割合 62.3%(常勤職員数3,471人中2,164人)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額 20.1%】 (支出総額 198,819,661千円、給与・報酬等支給総額 40,005,816千円:令和2年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 日本銀行法第31条に基づき、日本銀行は、「職員給与の支給基準」を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表している。</p> <p>「職員給与の支給基準」では、「適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案」して、給与等を定めることとしている。</p> <p>日本銀行の給与水準が国家公務員の給与水準に比べて高くなっているのは、こうした主要民間金融機関、主要民間企業等の給与が国家公務員の給与水準に比べて高いことが背景となっていると考えられる。因みに、日本銀行が参考としている主要民間金融機関、主要民間企業等のうち、平均給与額等を公表している先の平均年間給与は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要民間金融機関・主要民間企業注1 平均年齢 41.5歳 平均年間給与額 9,480千円(元年度) ・国家公務員(行政職(一))注2 平均年齢 43.2歳 平均年間給与額 6,734千円 ・日本銀行(事務・技術)注3 平均年齢 43.0歳 平均年間給与額 8,302千円 <p>注1 各社令和2年3月期またはその直近決算期有価証券報告書 注2 令和2年人事院勧告資料(勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))) 注3 ①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の3,471人ベース</p> <p>(主務大臣の検証結果) 日本銀行の職員給与については、「特殊法人等・独立行政法人の給与水準の見直しについて(H24.12.7閣僚懇談会配付資料)」に基づく対応として、平成25年度及び平成30年度に給与等比較対象先の入替え・拡充が行われた。この取組は、給与水準の適正化に一部寄与してきたと認められる。今後も、「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」の基本的な考え方に基づき毎年度の給与改訂を適切に行うとともに、定期的(5年に1度程度)に実施することとしている比較対象先の点検等の措置を講じること等により、継続的に給与水準の見直しを図っていくことが重要であると考えられる。</p> |
| 講ずる措置 | <p>日本銀行では、日本銀行法第31条の規定に基づき策定・公表した「職員給与の支給基準」の基本的な考え方に従い、毎年度、職員給与等の改訂を行っている。</p> <p>具体的には、「日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案すること」、「日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること」等の考え方が示されており、これらを踏まえて毎年度の給与等を定めている。</p> <p>今後も、「職員給与の支給基準」の基本的な考え方に基づき、引き続き、職員給与等の改訂を適切に行っていく方針である。</p> |

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

- 22歳(大卒初任給)
月額 203,620円 年間給与 2,846,097円
- 35歳(本店企画役補佐)
月額 539,620円 年間給与 9,209,010円

(注)50歳は、年俸制対象者が過半であるため、モデル給与は記載しない。

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者 24,000円、子1人につき 10,000円)を支給。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

「職員給与の支給基準」に基づき、職員の給与は、能力、職責及び勤務成績等に応じたものとしている。

- 定例給与
管理職は、業績に顕れた能力に基づき、年1回、年俸を査定。年俸の12分の1の額を定例給与としている。
非管理職は、年1回、業務遂行上必要な能力の伸長度合いの評価を行い、これに基づき支給している。

- 賞与(査定支給部分)
半期毎(管理職については通年)の勤務成績により支給する。

今後も、「職員給与の支給基準」に基づき、職員の給与は、能力、職責及び勤務成績等に応じたものとする。

III 総人件費について

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増△減 | |
|---------------------|------------|------------|----------|---------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | (%) |
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 40,718,595 | 40,005,816 | △712,779 | (△1.8%) |
| 退職手当支給額 (B) | 10,205,838 | 9,896,852 | △308,986 | (△3.0%) |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 1,506,501 | 1,621,097 | 114,596 | (7.6%) |
| 福利厚生費 (D) | 7,422,040 | 7,374,783 | △47,257 | (△0.6%) |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 59,852,974 | 58,898,548 | △954,426 | (△1.6%) |

総人件費について参考となる事項

- ・対前年比状況

令和2年度においては、職員給与の引下げ(年収ベースで△0.1%)や時間外勤務手当の減少等に伴い「給与、報酬等支給総額」が前年度比△1.8%となったことを主因に、「最広義人件費」では、同△1.6%となった。

- ・役職員退職手当の引下げ

(役員)
特別職国家公務員の退職手当の支給水準が引下げられたこと及び役員の任期等を勘案し、平成30年3月1日から△3.5%の引下げを行った。

(職員)
主要民間金融機関、主要民間企業等の動向を勘案し、従業員組合との協議を整えたうえで、平成31年4月1日から職員平均で△3%程度の引下げを行った。

IV その他

特になし。